

第24期新体制スタート



農業委員の皆さん

福島市農業委員会報

七月二十日、福島グリーンパレスにお

いて、第二十四期となる二十四人の農業委員への辞令交付及び三十六人の農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）への委嘱状交付が行われ、任期三年の新体制がスタートいたしました。

お気軽に
ご相談
ください

第180号
令和2年9月
発行 福島市農業委員会
☎024-525-3779(直)

農業委員会は、地域における農業委員及び推進委員の活動により、農地転用許可などの農地の利用関係の調整や担い手への農地利用の集積・遊休農地の発生防止解消・新規就農の促進の農地等利用の最適化に組織一丸となって取り組んでいます。就農者の高齢化・



農地利用最適化推進委員の皆さん

担い手不足、耕作放棄地の増加などの課題の中、今後地域に密着した農業振興のため尽力いたします。農業委員、推進委員へお気軽にご相談ください。



会長
穴戸 薫

就任あいさつ

第23期に引き続き第24期福島市農業委員会会長に就任することになりました。

身に余る光栄でありますと共に、その職責の重さを痛感している次第であります。農業委員会は、地域の期待に応え、地域農業の復興・発展を目指し、農業者の皆さんと一体となり取り組まなければならないと考えております。どうぞ皆様のご理解と更なるご支援をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。



会長より委嘱状を受ける農地利用最適化推進委員

第24期 農業委員・農地利用最適化推進委員

任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

農業委員

農業委員会の総会に出席し、農地法や法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して、審議及び判断を行います。

農地利用最適化推進委員

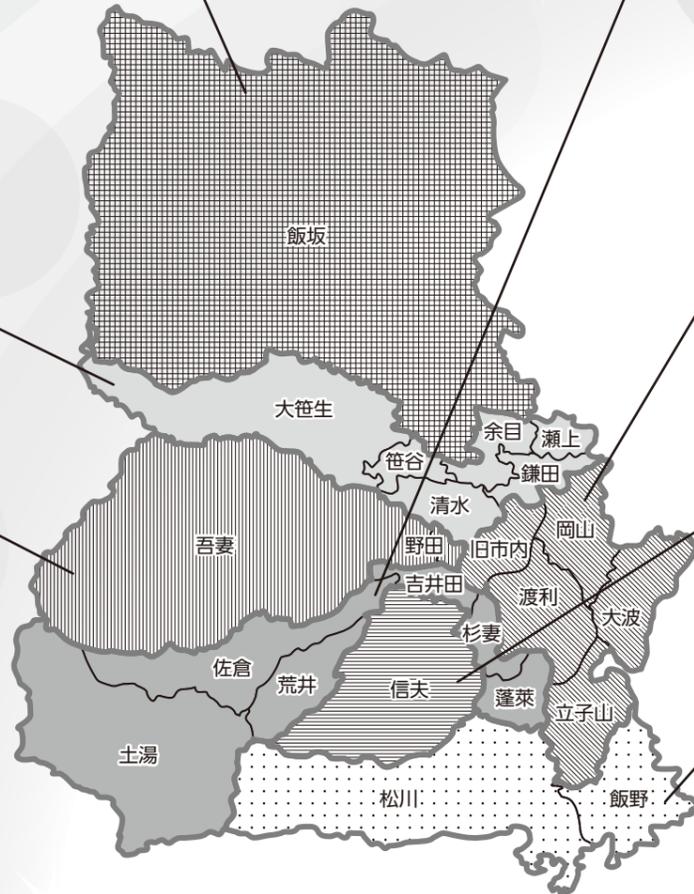
現場活動を主に、担当する区域において、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するための活動を行います。



連携して活動

(凡例) ○○区域

- 農業委員
- 農地利用最適化推進委員
- 会長
- 会長職務代理者
- ★ 区域協議会会長



飯坂区域

■大宮 篤司 ★菅野 善晴 菱沼 寿美恵 渡邊 正芳

菅野 秀夫 菊地 幸雄 佐藤 修一 佐藤 次男 山田 誠

北福島区域

★中村 謙一 吾妻 良博 加藤 良子 野崎 俊幸

小野 真二 片平 隆 佐藤 忠俊

宍戸 忠一 二階堂 一宏 遊佐 要一郎

吾妻区域

●宍戸 薫 ★芳賀 正寿 阿部 哲也 阿部 正秀

梅津 信一 奥山 秀夫 玉根 吉光 二階堂 文雄

須南区域

★渡邊 俊春 浪岡 真澄 油井 妙子

尾形 庄藏 佐々木 光洋

佐藤 則雄 曳地 正人 渡辺 芳昭

信夫区域

★齋藤 貴裕 黒澤 喜久夫 黒澤 忠志

鈴木 浩司 奈良輪 光功 渡邊 隆雄

福島区域

★柴山 栄重 小山 正雄 佐藤 秀雄

菅野 榮吉 菅野 富美

佐藤 幸作 佐藤 哲夫

松川区域

★尾形 寅昭 古関 恵子 関 健一

高橋 守保 安田 善喜 安齋 昭通

河野 信一 佐藤 政義 柴田 徳男

関 勝雄 武田 勇夫 長澤 徹

大変お世話になりました



任期満了に伴い、次の18人の委員が勇退されました。

長年にわたり地域の農業振興の進展と農業委員会活動にご活躍いただき、ありがとうございました。(順不同)

農地利用最適化推進委員												農業委員					氏名	所属区域
渡辺忠雄様	長澤忠敬様	齋藤清澄様	菅野征男様	加藤昌永様	横江修司様	佐藤幸司様	安齋忠作様	山岸幸一様	安齋恒雄様	安達博様	佐藤貴之様	鈴木顯典様	渡邊友一様	★渡邊賢一様	佐藤ミツエ様	★加藤功様		
松川	松川	松川	松川	松川	飯坂	飯坂	飯坂	北福島	北福島	北福島	福島	吾妻	松川	飯坂	飯坂	須南	北福島	

★区域協議会会長

農地の相続届

～様式にご注意ください～

相続などにより農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出いただいておりますが、下記①～⑤の項目のない古い様式で届出されますと後日確認のご連絡をする場合がありますのでご了承ください。

- ① 前所有者と今回権利取得者との関係
- ② 相続等された方の農作業年間従事日数
- ③ 一筆ごとの作自名
- ④ 一筆ごとのあっせん希望の有無
※(売りたい・貸したい・無)に○をつける
- ⑤ あっせん希望有のとき公表の同意欄に

様式は市のホームページで「農地を相続」で検索するとダウンロードページが見つかります。

農地の所有者の皆様へ

耕作するのが難しい方、後継者がなく将来に不安のある方、また、農地を貸し借りするための手続きで不明なことがある方などは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください。

農業者年金に加入しましょう

【農業者年金加入条件】

- ① 60歳未満
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者
①～③の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

○積立方式で安定した制度です

自ら積み立てた保険料と運用実績により受給額が決まる積立方式(確定拠出型)年金です。年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

○保険料の額は自由に決められます

毎月の保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。

○税制上のメリットがあります

支払った保険料は社会保険料控除の対象になります。

○国からの補助があります

認定農業者である等、一定の要件を満たす場合、保険料に対し国からの補助があります。

※詳細は農業委員事務局かお近くのJAへ。